

建設工事入札参加資格の主観数値項目等を見直します ～ 令和6・7年度の入札参加資格審査定期申請について ～

県の建設工事入札参加資格は、全国統一の基準である経営事項審査結果による客観数値と、地域の実情を踏まえて県独自で定める主観数値との合計により算出した総合数値により格付を行います。

令和6・7年度の入札参加資格に係る主観数値項目を、群馬県建設工事請負業者選定要領の一部改正(令和6年1月5日施行)により見直します。

1 主観数値項目の見直し

建設業界における担い手確保に向けて、以下のとおり週休2日制導入企業及び若年者雇用に積極的な企業を新たに評価対象に加える。

- (1)群馬県が発注する建設工事における4週8休現場の達成実績【5点】
- (2)就業規則等に4週7休又は年間115日以上を設定【5点】
- (3)30歳未満の若年者の採用実績【5点】

2 主観数値算出方法の見直し

工事成績・災害対応に係る評価以外の項目について、各項目の点数を合計した値に110点の上限値を設定する。【 上限値設定前の単純合計:120点】

3 その他の見直し

- (1)建設キャリアアップシステムの事業者登録に係る点数を縮小【10点から5点に縮小】
- (2)環境すみずみパトロールの実施実績に係る加対象業種を、従来の全業種から土木一式工事または建築一式に限定
- (3)新型コロナウイルス感染症に伴う活動制限を踏まえた特例措置のうち、高校生以上のインターンシップに係る受入日数の特例を終了【特例措置中:1日/本来の要件:3日】

4 参 考

令和6・7年度 建設工事入札参加資格審査定期申請の概要

- (1)対象者:群馬県が発注する建設工事に関する競争入札に参加を希望する者
- (2)受付期間:令和6年1月5日(金)から令和6年1月30日(火)まで
- (3)資格者名簿登載期間:令和6年4月1日から令和8年3月31日まで